

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月15日
【届出者の氏名又は名称】	大日本印刷株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5225)8451
【事務連絡者氏名】	事業企画推進室 室長 橋本 博文
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	大日本印刷株式会社 (東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、大日本印刷株式会社をいい、本書中の「対象者」とは、株式会社インテリジェントウェイブをいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

(注6) 本書の提出に関する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の株券等を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準と同等の内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があり、また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することが困難な場合があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められることは保証されません。

(注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年2月12日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

公開買付者は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号、その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）、公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しなければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から30日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成22年2月10日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了する予定です。なお、措置期間及び取得禁止期間が満了した時は、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

公開買付期間満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合又は排除措置命令の事前通知がなされた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがありえます。

(訂正後)

公開買付者は、日本国の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号、その後の改正法を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画を公正取引委員会にあらかじめ届け出なければならず（以下当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会が排除措置命令を発令する場合には、予定する排除措置の内容をあらかじめ名宛人に通知しなければならず（以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は一定の期間内（原則、事前届出が受理された日から30日間ですが、延長される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）に行うこととされています（同法第10条第9項）。

なお、他社の株式を取得しようとする者は、公正取引委員会に対して独占禁止法に照らして問題があるか否かについての事前相談（以下「事前相談」といいます。）の申し出を行うことも可能であり、この場合、公正取引委員会による審査の結果、独占禁止法上問題がなければ相談者に対しその旨の通知がなされることとなっています。

当社は、本件株式取得に関する事前相談を行っておらず、平成22年2月10日（水曜日）に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されており、取得禁止期間は、平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了いたしました。また、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間についても、公正取引委員会より排除措置命令の事前通知を受けることなく、平成22年3月12日（金曜日）の経過をもって満了いたしました。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

本書提出日現在、該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成22年3月13日(措置期間及び取得禁止期間の満了による)

許可等の番号 公経株第23号(事前届出における受理番号)